

# 県大教職員組合ニュース 第107号

2020 (第2号) 2020年9月29日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会  
Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

## 団交報告

### 事務局専門員や非常勤職員への半休制度導入へ！

2020年9月23日(水) 19:00~20:00 於:第4会議室

今回の団交ではいくつかの議題を取り上げましたが、事務局専門員や非常勤職員の労働条件について一定の改善がありました。まず、それらを中心に報告します。

これまで事務局専門員や非常勤職員は、年次有給休暇は1日単位もしくは時間単位でしか取得が認められていませんでした。したがって、年間5日以内の時間単位の有給休暇を消化してしまうと、その後は1日単位の有給休暇を消化せざるを得ず、子育て中の職員には使い勝手が悪い制度でした。今回の交渉で、**事務局専門員や非常勤職員にも半日単位の有給休暇が制度化**されることになりました。

また、プロパー職員には認められている各種休業制度(育児、介護、自己啓発、配偶者同行)のうち、**育児・介護休業については、有期雇用職員就業規則が今年3月に改訂され、事務局専門員や非常勤職員にもその取得が認められていることが確認されました。**規約が改定された際には、わかりやすく告知することを法人側に申し入れました。なお、自己啓発休業と配偶者同行休業については、担う業務が限定されている有期職員および非常勤職員については、現在のところ導入は検討していないとの回答でした。

このほか、無期転換した職員に異動希望の有無を問うたことに関して、草薙キャンパスと小鹿キャンパスとでは対応が異なっていたことについては、法人側のミスであり、今後は小鹿キャンパスが後回しにならないようにすることが確認されました。その他の議題は、以下のとおりです。

## ■大学院手当の改善について

昨年のニュース 104 号でお知らせした大学院手当支給の改正（半期の大学院での業務に対しても支給）ですが、調整額じたいも半分になっていることについて法人に説明を求めました。大学事務局は、法人から3月31日付で大学院調整額について通知が来た折に、「前期あるいは後期のいずれかのみで、定められた単位の大学院講義を担当する者については、その期間について支給し、その額は2分の1に当たる額とする」の内容を確認しました。この規定に基づき、今年度から2分の1の額が支給されたとのことです。

※その後、「年額の2分の1」であることが確認された。前期分のみ講義を行った者には、10月の給与の支給日に、調整額の差額を遡及して支給する予定

## ■エアコンの稼働期間や稼働時間の延長について

エアコンの稼働期間は7月15日から9月14日までと決まっていますが、現在も温度や不快指数等を考慮して弾力的に運用していく、夜間稼働時間の延長については、実際の温度などを確認して検討していく等の回答が得られました。

## ■事務職員の時間外労働について

事務職員の時間外労働は、コロナ禍の影響で、特に年度初めの学生室の負担が増加し時間外労働が増えたそうです。しかし、6～7月になり落ち着いてきており、総時間数としてみると、前年並みか若干増加したとのことです。

今回の交渉は、働き方改革に関連する事項が多かったです。**SDGs 宣言を掲げた本学には、「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向けて取り組む責務があります。**今回、事務局専門員や非常勤職員の労働条件が改善したことは、そのような社会の実現に向けた大きな一歩となります。今後もすべての教職員の働きやすさを求めて、要求・交渉を進めていきたいと考えております。

以下、団交申し入れ書参照

